

平成28年度社会教育助成事業補助金について

資料2 平成28年2月19日
第5回社会教育委員会議

○審議会等への諮問

補助金の交付によって、社会教育関係団体に対する不当な統制的支配や、事業の干渉等があってはならないとされ、社会教育法第13条においては、補助金の配分と用途に慎重を期すために、地方公共団体においては、社会教育委員の会議の議論を経なければならないことになっている。

※社会教育法第13条

『国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等で政令で定められるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。』

○平成28年度に補助金の交付を予定している社会教育関係団体一覧

団体名	補助事業等の目的及び内容	H27補助金概算支出額	新設した積算基準	【参考】平成27年度会員数、事業規模等(申請時)	積算基準に基づく算定額	H28補助金交付予定額*	H27支出額との差異
佐賀市地域婦人連絡協議会	子育て支援や青少年健全育成、高齢者福祉等を地域で支えるための研修や実践を通して、明るい地域づくりに寄与する。	713,000	運営費に対する補助 ・運営費に係る補助として700,000円 ・今後、補助を継続するに当たっては、組織の再編や活動の見直しを求めていく。	—	700,000	700,000	▲ 13,000
佐賀市PTA協議会	市内PTA会員の連携による研修会等で、団体の質的向上を図り、児童生徒の育成および、その環境の浄化等を目指す。	291,000	基礎額+会員数に対する補助 基礎額:80,000円 + 20円×会員数	51単P 14,000世帯	360,000	291,000	0
佐賀市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	佐賀市私立幼稚園及び認定こども園の教育の振興をはかり、幼児の幸福の増進に寄与し、助長する。会員研修・会員親睦・幼児とのふれあい。	36,000	基礎額+会員数に対する補助 基礎額:20,000円 + 5円×会員数	31園 3,795世帯	38,975	36,000	0
佐賀市子ども会連絡協議会	子ども会(子ども会等地域少年団体を含む)の指導者ならびに、その育成団体相互連絡提携を図り、子ども会活動の振興発展に寄与する。	1,400,000	構成組織数に対する補助 55,000円×構成組織数	26校区	1,430,000	1,400,000	0
佐賀市青少年健全育成連合会	各校区・地区の組織との連携と助成を図るとともに総合的対策を樹立して青少年の健全育成に寄与する。	1,614,000	構成組織数に対する補助 65,000円×構成組織数	26校区	1,690,000	1,614,000	0
佐野常民顕彰会	佐野常民の偉大なる偉業を顕彰し、崇高な博愛精神を蘇らせ、その普及と高揚を図ることを目的とする。	186,000	事業に対する補助 主催事業の総費用の合計の3割以内 ただし、補助上限額を設定	主催事業 6事業 事業費計 779,500円	233,850	186,000	0
佐賀子ども劇場	優れた芸術を鑑賞し、子どもの文化の創造、発展に努力する。それを通して友情と自主性、創造性を育み健全な成長を図る。	129,000	事業(鑑賞及び例会)に対する補助 鑑賞及び例会の総費用の合計の3割以内 ただし、補助上限額を設定	鑑賞及び例会 4,940,000円	1,482,000	129,000	0
佐賀市スカウト運動推進連絡会議	佐賀市内におけるボーイスカウト団及びガールスカウト団の相互連携を密にし、スカウト運動の振興、青少年の健全育成を図る。	89,000	事業に対する補助 主催事業の総費用の合計の8割以内 ただし、補助上限額を設定	主催事業 3事業 事業費計 125,000円	100,000	89,000	0

* 平成28年度は、平成27年度の補助額を上限として、その範囲内で交付